

鈴峰ホースパーク拡張事業に係る環境影響評価方法書

環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和7年12月1日（月）14:30～15:40

場所：三重県鈴鹿庁舎 第11会議室

委員：現地調査資料⑤の造成区域（西側の造成区域）において、造成する時に、沈砂池を設けるのでしょうか。

事業者：当該区域を改変する際は、仮設沈砂池を設ける予定です。現状、設置場所は明示できていませんが、今後事業を進めていく中で、排水による影響を低減できるよう、適切な配置を検討していきます。

委員：既設の周回馬場を造成した際も、沈砂池を設けているが、同規模のものを設置するという理解で良いでしょうか。

事業者：そのとおりです。

委員：これまでの事業実績において、支障が無かったことから、同様の対策を行っていくということでしょうか。

事業者：そのとおりです。既設の周回馬場においては、南側に仮設沈砂池を設けており、現在もそのまま存置しています。これから造成する区域についても、同じような計画を想定しており、将来的には存置することもあり得ます。

委員：工事中において、沈砂池の堆砂状況や容量が十分であるかについては、SS（浮遊物質量）で確認するのでしょうか。それとも懸濁状況を目視で確認するのでしょうか。

事業者：測定することは考えていません。目視で適切に沈砂しているかどうか、定性的に確認していくつもりです。

委員：既設の事業においても、その方法で問題が無かったということでしょうか。

事業者：そのとおりです。

委員：わかりました。

委員：工事用車両において、低公害型の導入や走行に伴う大気汚染については、既設事業と同様（の評価になる）と思われますので、それを踏まえて、適切な運用をしていただければ問題は無いと考えられます。ただ、供用後の周回馬場の利用時においては、砂埃が舞うおそれがあるため、飛散防止対策について教えてください。

事業者：周回馬場については、馬道にウッドチップを敷設、あるいは舗装をしているため、砂埃や粉じんが発生することは通常無いと考えています。

委員：わかりました。主風向が西北西であることを踏まえると、新たに造成する場所が開けた土地になることで、風がとおりやすくなることが想定されます。風下（南東側）に木々があるなど、風を遮断するものがあれば、土壤粒子もトラップできるため、粉じん対策として良いと考えられます。

委員：馬糞の仮置き場については、現地で臭いは感じなかったため、悪臭に関して問題は無いと考えられます。ただ、光化学反応によりアンモニアガスから二次粒子が発生することがあるため、日光が当たる場所に馬糞を蓄積すると、粒子化してPM2.5が発生するおそれがあります。現状では、屋根付きの仮置き場で保管されているため、引き続き適切に管理していただきたいと思います。また、悪臭測定にあっては、臭いが発生しやすい夏季に実施する予定とされていますが、光化学反応によるガス粒子化により、結果として悪臭が抑えられてしまうことがあるため、曇りの日に測定することが望ましいと考えます。なお、降雨時には沈着が起きること、冬季には低気温になることでガスと粒子の平衡反応が粒子側に偏るため、同様に測定には適さないことにもご留意ください。

事業者：わかりました。

委員：騒音・振動に関し、既設事業の評価結果を踏まえて、今回の調査を除外することは妥当であると思われます。一方で、工事車両台数が減少するとは言え、近隣の道路や住居に対しては、新たに工事車両が通るということなので、引き続き騒音・振動の低減に向けた配慮を心掛けてください。

委員：既設事業において実施された移植の措置ですが、コオイムシの移植先として池は適さないと考えられます。事前に予測できるうえに、生息地を創出することがとりわけ難しいわけでも無いため、移植をする場合は丁寧に実施していただきたいと考えます。なお、そもそも移植はほとんど成功しないため、保全措置としては最後の手段とすることを前提としてください。

委員：方法書（p. 簡易評価書-237）においては、カモシカの主な生息環境は分布しない旨記載されていますが、シカが上方に移動することで、押し出される形でカモシカが降りてくる事例があります。本事業区域においても、想定し得るため、考慮していただきたいと考えます。

委員：方法書（p. 172）のトラップのところですが、前提として、改変の予定地としている場所は、現在もゴルフ場として利用されているところでしょうか。

事業者：現在は操業を終えています。

委員：事業を終えているということであれば、シカが降りてくるようなことが見られるのではないかでしょうか。

事業者：そういう事象は確認されていません。

委員：もある場合、糞虫や地表徘徊性の昆虫の存在も想定されるため、トラップの種類として、ピットホールを検討いただきたいと思います。

事業者：ピットホールは実施するつもりで考えています。

委員：わかりました。実施するようお願いします。次に、方法書（p. 173）の鳥類のことですが、オオタカやサシバなどが繁殖している、またはハイタカが越冬利用しているなどの

情報はありますか。

事業者：2020 年に実施した現地調査においては、ミサゴとチョウゲンボウを確認していますが、営巣地としての利用は確認されていません。餌場として利用している可能性があると考えています。

委員：環境的には生息していることも想定されるため、調査の過程で営巣地などが見つかった場合、事業の影響を受ける場所であれば、複数の繁殖期を調査するなど、猛禽類調査のマニュアルに従って、対応していただきたいと考えています。

委員：また、フクロウ等の夜間調査においては、ヨタカの存在も想定されるため、そのあたりも留意してください。

事業者：ヨタカも含めて調査していく予定です。

幹事：馬房については、現状においても水質汚濁防止法の特定施設に該当する規模と見受けられますので、今回の拡張を含め、必要な届出手続を行ってください。また、水質汚濁防止法の特定事業場に当たる場合、水量にかかわらず、有害項目にあたる窒素化合物は排水基準が適用されるため、適切な排水管理をお願いします。

幹事：新たに造成する区域については、盛土規制法の手続が必要な場合がありますので、担当部局と調整のうえ事業を進めてください。

事業者：わかりました。